

紫波町上水道施設運転・維持管理業務委託 実施要領

第1節 目的

本業務は、岩手中部水道企業団（以下「委託者」という。）が運営する紫波町上水道施設について、安全・安心でかつ持続的・効率的な運営を実現する目的で、民間の創意工夫及びノウハウを活用するため、公募型プロポーザル方式（地方自治法施行令第167条の2）により、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価の高かった者（以下「受託候補者」という。）を選定するものであり、その受託候補者に業務を委託するために必要な手続き等について定めるものである。

第2節 事業概要

1. 委託件名

紫波町上水道施設運転・維持管理業務委託

2. 委託内容

水道施設の運転・維持管理業務（水道法第24条の3に基づく第三者委託）。なお、業務の内容およびその対象となる施設については別途配布する要求水準書にて示す。

3. 委託期間

- ・委託期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- ・業務引き継ぎ期間：平成31年2月1日から平成31年3月31日まで

4. 予定価格

3. の委託期間に対する業務委託の予定価格は次のとおりとする。なお、企画提案書と併せて提出する見積書（以下「提案見積書」という。）に記載する金額は、次の金額を超えてはならないものとする。

金431,020千円（消費税及び地方消費税抜き）

第3節 参加資格

1. 参加資格要件

（1）資格

- ① 平成30年度岩手中部水道企業団入札参加資格者台帳に登録されていること。

- ② 地方自治法施行令第167条の4（入札参加資格に関する事）の規定に該当しないこと。会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
- ③ 国税、地方税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- ⑥ 国内において、日量4,000 m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場の5年以上の運転管理実績を有すること。
- ⑦ 国内において膜ろ過装置の運転管理実績があること。
- ⑧ 水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者が1名以上在籍すること。また、当該資格者1名以上が受託水道業務技術管理者として本事業に携わること。

（2）受注体制

- ① 委託期間初日の1ヶ月前までに、業務総括責任者（1名）及び副総括責任者（1名）その他、受注に必要な資格や実務経験を有する業務従事者を、配置できると。
- ② 緊急支援体制が確保されること。

2. 参加に関する留意事項

（1）実施要領等の承諾

本業務委託のプロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、企画提案書の提出をもって、実施要領等及び質問・回答の内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

本業務委託のプロポーザルの参加に係る費用（調査書類の作成・提出、企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションに関する諸費用、その他一切の費用）については、参加申込事業者の負担とする。

（3）使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

業務提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（4）著作権

参加申込事業者から提出される書類の著作権は、参加申込事業者に帰属する。ただし、委託者は、本委託の範囲において公表する場合、必要と認める場合には、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で利用できる。

(5) 提出書類の取扱

提出された書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(6) 委託者からの提示資料の取扱い

委託者が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、企画提案書提出時に全て委託者に返還するものとする。

(7) 一応募者の複数提案の禁止

一応募者は、一つの提案しか行うことができない。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加申込事業者が、参加申込書、企画提案書及びその他プロポーザルに関連して提出する書類に虚偽の内容を記載した場合には、参加申込事業者から提出されたすべてのものを無効とする。

第4節 参加申込書類等の作成及び提出

※ スケジュール全般については、今後の過程において、変更が生じる場合がある。

1. 参加者募集の広告

(1) 公 告 日

・平成30年10月15日（月）。

(2) 公告の方法

「岩手中部水道企業団ホームページ」において行う。

2. 説明会・現地見学会への参加申込

(1) 開催日時

・平成30年10月25日（木）※開催場所および時間は追って連絡する。

(2) 応募締切

・平成30年10月23日（火）午後4時まで。

(3) 提出書類

・説明会・現地見学会 参加申込書【様式第1号】。

(4) 提出方法

①電子メール：必ず電話にて受信の確認を行うこと。

②F A X：電子メールが利用できない場合に限り、浄水課に事前に電話連絡し
たうえ提出のこと。

(5) 提 出 先

・「第11節 担当部署」参照のこと。

3. プロポーザルへの参加申込

(1) 応募締切

・平成30年11月5日（月）午後4時まで。

（2）提出書類

- ① プロポーザル参加申込書【様式第2号】。
- ② 誓約書【様式第3号】。
- ③ 公募参加資格確認申請書【様式第4号】。
- ④ 国内における日量4,000 m³以上の浄水能力を有する浄水場の運転管理実績一覧【様式第5号】。
- ⑤ 国内において膜ろ過装置の運転管理実績一覧【様式第6号】。
- ⑥ ④⑤で記入したすべての実績を証する契約書・仕様書等の写し。

（3）提出方法

・直接持参（開庁日の午前9時から午後4時まで）。

（4）提出先

・「第11節 担当部署」参照のこと。

4. プロポーザル参加資格審査結果の通知

（1）通知書の発送

- ・平成30年11月9日（金）までに発送する【様式第7号】。
- ・参加資格がないと決定された者は異議申し立てはできないものとし、その理由の説明を求める場合は、通知を受理した日の翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により提出するものとし、それを受けて書面にて回答する。

5. 企画提案書の提出

（1）提出期限

・平成30年12月7日（金）午後4時まで。

（2）提出書類および提出部数（特に明記のないものは1部提出）。

- ① 企画提案書（鏡）【様式第8号】。
- ② 類似業務の実績リスト【様式第9号】。
- ③ 業務の実施体制調書【様式第10号】。
- ④ 企画提案書（企画提案書様式第1号から第8号まで）7部。（代表者印を押印したものは1部、他は複写可）別紙「紫波町上水道施設運転・維持管理業務委託企画提案書作成要領」参照のこと。
- ⑤ 業務スケジュール（任意様式）。
- ⑥ 提案見積書及び積算内訳書（企画提案書様式第9号）。
 - ・委託期間：（平成31年4月1日から平成36年3月31日まで）の見積金額とする。
 - ・消費税及び地方消費税は除く。また、消費税及び地方消費税を除いていることがわかるように明記する。
- ⑦ プレゼンテーション出席者報告書【様式第11号】。

(3) 提出方法

- ・直接持参（開庁日の午前9時から午後4時まで）。

(4) 提出先

- ・「第11節 担当部署」参照のこと。

(5) 企画提案書等の取扱い

- ① 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ② 提出された企画提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ③ 提出された企画提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しない。

(6) 企画提案の提示条件

参加事業者は、以下に提示する条件を踏まえ企画提案書を作成すること。

① 委託者が支払う委託料

- ・委託料は、委託者が定める予定価格の範囲内で額を決定する。
- ・委託料は、年度毎に契約書に定める委託料を毎月支払う。
- ・毎月の支払額については、均等払いとし、契約金額を履行期間月で均等に除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、年度の最終月に調整し支払うものとする。
- ・委託料のうち、精算対象は要求水準書【3 特記仕様書】によるものとする。

② 土地及び施設の使用

受託者は、本委託契約期間中、当該委託用地及び施設（備品を含む。）を業務委託の実施に必要な範囲において無償で使用する事ができる。

③ リスク管理方針

- ・基本的考え方：本業務委託における施設の運転管理上の責任は、原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者と協議のうえ、委託者が責任を負うものとする。
- ・リスク分担：委託者と受託者のリスク分担については、別紙要求水準書「リスク分担表」によるものとする。
- ・保険：委託者が当該保険による給付を受けた場合に、受託者の帰責事由によるときは、保険者が受託者に対して求償することとする。

第5節 質問の受付及び回答

1. 質問書の提出

(1) 提出期限

- ・平成30年11月16日（金）午後4時まで。

(2) 提出書類

- ・質問書【様式第12号】。

(3) 提出方法

- ①電子メール：必ず電話にて受信の確認を行うこと。
- ②FAX：電子メールが利用できない場合に限り、浄水課に事前に電話連絡したうえ提出のこと。
- ・提出期限を過ぎてからの質問は受付けない。

2. 質問書への回答

(1) 回答期限

- ・平成30年11月22日（金）午後4時までに行う。

(2) 回答方法

- ・電子メールにて全ての参加事業者（辞退者を除く）に対し回答する。
- ・質問への回答は、本要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

第6節 企画提案書の審査方法

本審査は、「紫波町上水道施設運転・維持管理業務委託に係るプロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が行う。

1. 1次審査（予備審査）

(1) 審査項目

- ① 企画提案書類
不足なく、第4節 5.（2）で示された全ての提案が含まれていること。
- ② 提案見積書
金額が、委託者が設定した予定価格を超えていないこと。

(2) 審査基準

- ・1項目でも満たされないことが確認された場合は、失格とする。

(3) 結果の通知

- ・平成30年12月12日（水）午後4時までに行う。
- ・結果の如何に係らず、全ての参加者に対して通知を発送する。
- ・選定されなかった者は異議申し立てはできないものとし、その理由の説明を求める場合は、通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により提出するものとし、それを受けて書面にて回答する。

2. 2次審査（書類審査及びプレゼンテーション）

(1) 2次審査の詳細通知

- ・平成30年12月12日（水）までに1次審査通過者へ通知する。

(2) 審査項目および配点

- ・プロポーザル2次審査基準表（別紙2）による。

(3) プレゼンテーションの実施概要

① 日時及び場所

平成30年12月21日（金）時間および場所は確定次第、通知する。

② 説明員

3名以内（配置予定の総括責任者は必ず出席のこと）。

③ 時間配分

- ・機器設置 5分
- ・企画提案書の説明 30分
- ・質疑応答 10分
- ・機器撤去 5分

④ プレゼンテーションの方法

自由形式とし、電子機器の使用は可とするが必要な使用機器（パソコン、プロジェクター等）は、1次審査通過者が用意するものとする。

⑤ 順 番

企画提案書の提出順とする。

⑥ その他

ア. 説明は、提出した企画提案書に記載した内容の順に従い行うものとする。

イ. 質疑応答については、1次審査通過者による企画提案書の説明終了後、委員会委員により質問し、その場での回答とする。

(4) 審査方法

- ① 委員会において、プロポーザル2次審査基準表（別紙2）に基づき、各委員が評価し、その得点を合計し委員全員の総得点を算出する。
- ② 評価審査の上、最も評価の高い（総得点が最も高い）1次審査通過者を受託候補者として選定する。
- ③ 総得点が同点となった場合は、（企画提案書様式第9号）に記載された業務価格の総額が最も低い1次審査通過者を受託者候補として選定する。
- ④ 前述の総得点及び総額が同じであった場合は、くじにて決定する。

※ 全審査員（5名）の総得点が300点未満（平均点60点未満）の1次審査通過者は、全て失格とする。

※ 審査項目について、1項目でも満たされない（0点）ことが確認された場合は、失格とするかの判定を委員会で審議し決定する。

(5) 結果の通知

・平成30年12月27日（木）までに結果の如何に係らず、全ての1次審査通過者に対して、文書により通知する。

第7節 日程

（表1）全体のスケジュール

※ スケジュールについては、今後の過程において、変更が生じる場合がある。

実施事項	日 程
実施要領等の公告	平成30年 10月15日
説明会・現地見学会 募集締切	10月23日
説明会・現地見学会	10月25日
プロポーザル参加申込み 応募期限	11月5日
参加資格確認審査 結果通知	11月9日
質問受付 締切	11月16日
質問への回答 公表	11月22日
企画提案書類受付 締切	11月22日～12月7日
1次審査 結果通知	12月12日
2次審査 通知	12月12日
プレゼンテーションの実施	12月21日
審査結果 通知	12月27日
契約協議	平成31年 1月4日～1月18日
契約締結	1月25日
業務引き継ぎ期間	2月1日～3月31日
業務履行開始	4月1日

第8節 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出された提案見積書の金額が「第2節4. 予定価格」を超えている場合。
- ② 提出物に虚偽の記載があった場合。
- ③ 指定した期限までに書類を提出しなかった場合。
- ④ 第6節（2）のプレゼンテーションにおいて、欠席または遅刻した場合。

第9節 その他留意事項

1. 企画・提案に瑕疵がある場合

本業務委託のプロポーザルにおいて、参加申込事業者の提出書類または参加資格等に瑕疵があること判明した場合は、その内容を委員会が審査し、その取扱いについて決定する。なお、当該参加申込事業者に、その瑕疵についてヒアリングを行う場合がある。

その瑕疵が重大または悪質であり、本業務委託のプロポーザルの公正及び公平性を著しく損なうと認められ場合は、既に決定した事項と取り消す場合がある。

2. 関係法令等の遵守

参加申込事業者は、本業務委託のプロポーザルへの参加を持って、本要領の内容を遵守することについて誓約したものとみなす。

3. その他

事故または不正な行為等、本業務委託のプロポーザルの実施に重大な支障があると委員会が認めるときは、中止または実施スケジュールを変更する場合がある。

4. 紫波町簡易水道等管理運営の兼ね合い

紫波町発注による紫波町簡易水道等管理運営委託が予定されている。

紫波町簡易水道等施設日常管理が古館浄水場内の管理システムへ組み込まれており、施設日常管理の分離が困難なことから、本業務委託との兼ね合いを図るものとする。

また、紫波町簡易水道等管理運営委託内容は、紫波町へ直接問い合わせを行うものとする。

問い合わせ先

紫波町建設部下水道課整備促進室

担当者：松岡好和

電話019-672-2111内線2120

第10節 契約に関する事項

1. 受託候補者決定後の手続き

- (1) 委員会において選定した受託候補者と、企画提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合は、原則として提案見積書の範囲内で契約を締結する。但し、企画提案書にある業務提案について、受託候補者による追加提案または委託者による追加要望に対し協議が整った場合は、予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約締結までの間に、次に掲げる事項に該当した場合は、本業務委託のプロポーザルにおける最高得点者の直近下位の1次審査通過者と協議を行うこととする。
 - ① 協議が整わない等、合意に達しない場合。
 - ② 会社更生法又は民事再生法の適用の申請をする等、契約の履行が困難と認められる場合。
 - ③ 法令に違反する等、契約を締結することが適切でないと判断した場合。

2. 契約手続き

前項1.における協議により合意した受託候補者（以下「受託者」という。）と、第2節（1）に記載している委託の契約をそれぞれ締結する。

第11節 担当部署

岩手中部水道企業団 浄水課 岩手中部浄水場浄水係（担当 菅原）

所 在 地：〒024-0102 岩手県北上市北工業団地5番52号

電 話：0197-66-3231

F A X：0197-66-6595

電 子 メ ー ル：jyousuika@iwatetyubu-suido.jp

ホームページ：<http://www.iwatetyubu-suido.jp/>